

2020年1月16日

厚生労働大臣
加藤 勝信様

神奈川県横浜市青葉区すすき野 2-5-2-103
藤井敦子

私は藤井敦子と申します。私の夫はつい先日まで、同じマンションの上階に住む家族三名から、夫の煙草が原因で、重篤な化学物質過敏症などに罹患したとして、4500万円の損害賠償を請求する訴訟を起こされ係争中でした。事件番号と事件名は、横浜地方裁判所平成29年（ワ）第4952号損害賠償請求事件です。また、原告代理人は、山田義雄、山田雄太の両弁護士です。

先日、この裁判の判決が横浜地裁であり、裁判所は原告の請求を全て棄却する判決を下しました。そして判決の中で、広尾・日本赤十字社医療センター「受動喫煙外来」に勤務する作田学医師が原告のために作成した診断書の作成行為が医師法第20条に違反すると認定されました。作田医師が、原告の患者を直接診察せずに診断書を作成した事実が認定されたのです。従って、作田医師が原告に対して行った診断書作成のプロセスは適正な診察と認められなかったこととなります。

それにもかかわらず日本赤十字社医療センターは、厚生労働省に対して診断書作成費等に要した診療報酬を請求しました。これは認められない請求となりますから、すみやかに請求の修正を申告するように同医療センターへ勧告しました。

従って貴庁も、この請求を白紙に戻すようお願いいたします。

私と家族は作田学医師の書いた不正な診断書などを根拠に4500万円を請求されたために、2年間も精神的、経済的な負担を強いられました。この冤罪の原因となった診断書を裁判所が公式に断罪したいま、厚生労働省としても、作田医師と日本禁煙学会に対して、適正な処分をされるように要望します。

医療事件に対する最近の貴庁の対応は、メディアでも問題視されています。インターネットのメディアによると、たとえば昨年、滋賀医科大付属病院の岡本圭生医師から、カルテの不正閲覧が大掛かりに行われていた問題で公益通報が行われましたが、貴庁は何の対応もされていません。千葉県がんセンターに勤務されていた志村福子医師による公益通報にも対応されませんでした。こうした怠慢ぶりは、インターネットのニュースや住民運動の情報網で知れ渡っており、多くの団体から不審の声が上がっています。今回、かりに作田医師の医師法20条違反の件で何の対応もしなければ、さらに貴庁の信用を損なうのではないかと考えます。つきましては適正な対応をしていただくように重ねてお願いいたします。

判決文および関係資料を添付いたしますので、司法の認定事実（12頁）をご確認のうえ、今後の対応について、まずは1月中にご回答頂きますようご通知申し上げます。

以上